人を大切にする企業と働く人に役立つ･･･
Monthly Topics
保存版

健康診断の補助（協会けんぽ）

発行:社会保険労務士法人出口事務所　TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ　https://www.deguchi-office.com/

Q&A　健康診断の補助（協会けんぽ）について

健診内容 ❗年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

令和5年度から自己負担額が下がりました！

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診 ・診察等 ・身体計測 ・血圧測定 ・尿検査 ・便潜血反応検査 ・血液検査 ・心電図検査 ・胃部エックス線検査 ・胸部エックス線検査	35歳~74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高5,282円
	・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ		最高79円
子宮頸がん検診(単独受診)	・問診 ・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の偶数年齢の女性の方	最高970円

自己負担額 最高5,282円
＋
協会補助額 最高13,583円
＝
一般健診 総額最高 18,865円

※一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。
体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。

さらに！

＋ 一般健診に追加できる健診 ❗単独受診はできません

令和6年度から5歳刻みを対象に！

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査 ・血液学的検査 ・生化学的検査 ・眼底検査 ・肺機能検査 ・腹部超音波検査	一般健診を受診する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	最高2,689円
乳がん検診	・問診 ・乳房エックス線検査 ・視診 ・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高1,013円 40歳~48歳 最高1,574円
子宮頸がん検診	・問診 ・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高970円
肝炎ウイルス検査	・HCV抗体検査 ・HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高582円

※受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です。退職等により被保険者資格を喪失した後に協会けんぽの健診を受診された場合は、後日、協会けんぽが補助を行った健診費用をお返しいただくことになります。
※検査の具体的な方法及び内容、検査の実施にあたっての注意事項等については、直接健診機関にお尋ねください。
※検査の内容やがん検診のメリット・デメリットについては、協会けんぽホームページ（どんな検査があるの？https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat410/sb4020/）をご確認ください。
※健診結果は受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究にのみ利用します。

協会けんぽ どんな検査があるの 🔍

健診受診の流れ

❗事業主の皆さま
ホームページに健診対象者へお知らせいただくためのリーフレットを掲載しておりますので、ご活用ください。

協会けんぽ 健診リーフレット 🔍
(https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat430/)

1 案内が届いたら、従業員の皆さまに健診を受診するよう周知する

2 受診を希望する健診機関に予約する
協会けんぽへの申込み手続きは不要です。
全国約3,500機関の健診機関で受診することができます。
健診機関は協会けんぽのホームページから検索することもできます。

協会けんぽ 健診機関 🔍
(https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat415/2001-138/)

3 健診を受診する
受診当日はマイナ保険証等*及び検査容器などを忘れないよう、お持ちください。
健診当日に特定保健指導の案内があった際は、積極的に利用いただくよう従業員の方にお声がけをお願いします。

マイナ保険証等*
受診当日は、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認（受診する施設が対応している場合）
・マイナポータルの保険資格画面の提示
・マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示
・資格確認書又は被保険者証[※]
[※]被保険者証は令和7年12月1日までご利用いただけます。

4 生活習慣の改善が必要な方は･･･
● 特定保健指導を利用する
● 医療機関を受診する

協会けんぽ マイナ保険証 🔍
(https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/[illegible]/)

参照　協会けんぽホームページ令和７年度用各種リーフレット｜広報・イベント｜全国健康保険協会

【注意事項】
・この健診は、お１人につき１年度（4 月～翌年３月）に１回限りです。同一年度内に、2 回以上受診した場合は、2 回目以降の健診費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

参照　協会けんぽホームページ「健診・保健指導」https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/

令和７年度中（2025 年４月２日～2026 年４月１日）に下記の早見表に年齢に達する方で●印のある方が協会からの補助対象となります。

参照　協会けんぽ「令和７年度　生活習慣病予防健診対象者年齢早見表」2025nennrei.pdf

生活習慣病予防健診等・特定健康診査のご案内

【生活習慣病予防健診等】
・令和８年３月に事業主様へ令和８年度の健診対象者一覧等のご案内を送付します。
・情報提供サービス（事業主向けサービス）を利用して、健診対象者一覧データ（csv ファイル）をダウンロードすることができます。
　情報提供サービスについて、詳しくはこちらをご覧ください。
・健診対象者一覧のダウンロード開始日・終了日について
　令和７年度分ダウンロード終了日：令和８年２月６日（金曜日）
　令和８年度分ダウンロード開始日：令和８年２月９日（月曜日）
・令和２年度より協会けんぽへの健診申込みは不要となりました。健診機関に対してのみ、予約申込みの手続きをお願いいたします。

【特定健康診査】
・令和８年４月に受診券（セット券）をご自宅（被保険者様のご住所あて）へ送付します。
　（送付先の住所は、協会けんぽに登録されている住所となります。）
・令和 8 年 1 月上旬時点で協会けんぽにご加入の被扶養者情報をもとに受診券（セット券）を作成します。このため、1 月上旬以降に新たに被扶養者となった方については、「特定健康診査受診券（セット券）申請書」にて交付申請いただく必要があります。
・被保険者様のご住所に郵送できなかった方の受診券（セット券）については、4 月以降に事業主様（事業所の所在地あて）に送付しますので、被保険者様を通じて被扶養者様にお渡しいただきますようお願いいたします。

各健診の受け方について、詳しくはこちらをご覧ください。